

【開催日】加古川市会場：令和6年8月25日、9月2日、3日、4日、6日

## 播磨臨海地域道路(第二神明～広畠)都市計画に係る説明会 説明内容

### **スライド3**

- ・播磨臨海地域道路は、播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな高規格道路で、全体計画は、神戸市から太子町までの約50kmとなります。
- ・この内、神戸市西区の第二神明道路から姫路市広畠までの約32kmの区間について、現在、都市計画及び環境影響評価手続を進めています。

### **スライド4**

- ・ジャンクションとインターチェンジについて、ご説明いたします。
- ・播磨臨海地域道路は第二神明道路に接続する明石西JCTを起点とし、加古川JCTで国道2号バイパスの姫路方面と、姫路JCTで国道2号バイパスの神戸、岡山の両方面と播但連絡道路に接続します。
- ・インターチェンジにつきましては、計13箇所計画しており、加古川市域においては平岡播磨インターチェンジ、別府インターチェンジ、尾上インターチェンジの3つのインターチェンジを計画しています。
- ・なお、ジャンクションとインターチェンジの名称はすべて仮称で、正式な名称は、今後、事業実施段階で検討することになります。

### **スライド5**

- ・播磨臨海地域道路の計画概要です。
- ・起点は神戸市西区の明石西ジャンクション、終点は姫路市広畠の広畠インターチェンジとなります。
- ・延長は約32km。
- ・道路区分は、第2種第1級の自動車専用道路。
- ・本線の設計速度は80km/h。
- ・道路構造は、主に橋梁構造ですが、一部区間で、土工やトンネル区間があります。
- ・車線数は片側2車線の4車線。
- ・1車線あたりの車線幅は3.5mで、標準幅員は18.75mとなります。

## スライド 7

- ・手続の流れについて、ご説明いたします。
- ・こちらのフロー図は、左側に「都市計画手続を含む、道路計画の検討」、右側に「環境影響評価手続」の流れを示しています。

### 【道路計画の検討】

- ・平成 25 年から平成 28 年にかけて国土交通省が「優先区間の絞り込み手続」を行い、緊急性が高く、整備を優先的に取り組む区間を検討し、「第二神明道路から姫路市広畠」までの区間を、「当面、都市計画及び環境影響評価を進める区間」に決定しました。
- ・その後、平成 28 年から令和 2 年にかけて国土交通省が「計画段階評価手続」を行い、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証し、概略ルートを 4 つの案から、内陸・加古川ルートに決定しました。

### 【環境影響評価手続】

- ・計画段階評価手続と並行して、国土交通省により、環境影響評価手続が進められ、事業の早い段階で環境への配慮事項をとりまとめた、「配慮書」が作成されました。
- ・その後、県が、令和 3 年 7 月に、調査、予測、評価の項目と手法をまとめた「方法書」を公告・縦覧しました。
- ・方法書の手続では、住民説明会を開催し、地域の皆様からご意見をいただいています。

## スライド 8

### 【道路計画の検討】

- ・令和 4 年 11 月に国土交通省から都市計画素案の基となる、ルート計画案が、兵庫県と神戸市に手交されました。
- ・それを踏まえて県と沿線市町が連携し、国土交通省の協力を得ながら、都市計画の検討を進めてまいりました。
- ・現在は、都市計画の案を作成するため、皆様のご意見をお伺いしている段階で、昨年の 11 月～12 月にかけて、播磨臨海地域道路のルートや本線の構造についての説明会を 5 市 1 町で計 32 回開催いたしました。
- ・本日は、インターチェンジに繋がるアクセス道路についてご説明させていただきます。

### 【環境影響評価手続】

- ・現在、調査、予測、評価の結果と環境保全措置を取りまとめた、「準備書」を作成中です。「準備書」につきましては、時期は未定ですが、今後、縦覧期間中に、別途説明会を開催する予定です。

## **スライド 9**

- ・播磨臨海地域道路の都市計画で定める事項は、都市施設の種類、名称、位置、区域等でご覧のとおりとなります。
- ・区域については、素案の段階ですが、会場に掲示している、縮尺 2,500 分の 1 の計画図で示す範囲となります。

## **スライド 11**

- ・アクセス道路について、ご説明いたします。
- ・本会場では、青色着色箇所の、播磨中央幹線、通称「明姫幹線」と、加古川別府港線、尾上インター線の 3 路線について、ご説明いたします。
- ・なお、路線の名称は都市計画道路名で示しています。

## **スライド 12**

- ・平岡播磨インターチェンジに接続する播磨中央幹線、通称、明姫幹線について、ご説明いたします。
- ・なお、平岡播磨インターチェンジはフルインターチェンジで東西方向に対応しており、神戸、姫路の両方面と往来することができます。

## **スライド 13**

- ・平岡播磨インターチェンジの神戸方面に対応したランプと播磨中央幹線の位置関係はご覧のとおりとなります。

## **スライド 14**

- ・平岡播磨インターチェンジの姫路方面に対応したランプと播磨中央幹線の位置関係はご覧のとおりとなります。

## **スライド 15**

- ・播磨中央幹線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、区域や道路種別、車線数、幅員等、都市計画の変更はございません。

## **スライド 16**

- ・播磨中央幹線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・播磨中央幹線につきましては、現在、東行き車線が高架構造となっていますが、播磨臨海地域道路と交差することから、東行き車線を平面化し、播磨中央幹線に平岡播磨インターチェンジを接続します。
- ・なお、青色の現在の都市計画区域内で平面化や右左折車線の設置が可能なため、都市計画区域の変更はございません。
- ・また、播磨中央幹線の改良に伴い、周辺市道の改良も必要となります。詳細は別途事業実施段階で検討します。

## **スライド 17**

- ・播磨中央幹線のイメージ図となります。
- ・播磨中央幹線の東行きの車線を平面化したうえで、平岡播磨インターチェンジと接続します。

## **スライド 18**

- ・平岡播磨インターチェンジと接続する交差点を西側から見たイメージ図となります。

## **スライド 19**

- ・別府インターチェンジに繋がる加古川別府港線について、ご説明いたします。
- ・なお、別府インターチェンジはハーフインターチェンジで東方向に対応しており、神戸方面と往来することができます。

## **スライド 20**

- ・別府インターチェンジと加古川別府港線の位置関係はご覧のとおりとなります。

## **スライド 21**

- ・加古川別府港線の都市計画で定めている事項は、ご覧のとおりで、こちらも区域や道路種別、車線数、幅員等、都市計画の変更はございません。

## スライド 22

- ・加古川別府港線につきましては、別府インターチェンジの設置に伴い、分岐や合流などの接続箇所の道路線形、形状を変更します。
- ・なお、青色の現在の都市計画区域内で改良が可能なため、都市計画区域の変更はございません。

## スライド 23

- ・別府インターチェンジを神戸方面から見たイメージ図となります。

## スライド 24

- ・別府インターチェンジを姫路方面から見たイメージ図となります。

## スライド 25

- ・加古川別府港線を東向きに走ると、播磨臨海地域道路の神戸方面に接続する別府インターチェンジの入口があります。反対車線では、播磨臨海地域道路の出口があり、神戸方面から加古川別府港線に接続、合流します。

## スライド 26

- ・尾上インターチェンジに繋がる尾上インター線について、ご説明いたします。
- ・なお、尾上インターチェンジは、ハーフインターチェンジで西方向に対応しており、姫路方面と往来することができます。

## スライド 27

- ・尾上インターチェンジと尾上インター線の位置関係はご覧のとおりとなります。

## スライド 28

- ・尾上インター線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりです。
- ・名称は尾上インター線で、位置は池田開拓交差点のある加古川市尾上町池田字池田開拓から、尾上インターチェンジの接続箇所である加古川市金沢町の区域です。
- ・車線数は片側 2 車線の 4 車線で、幅員 22m、設計速度 60 km/h の幹線街路となります。

## スライド 29

- ・尾上インター線につきましては、既存市道を改良する計画で、尾上インターチェンジに接続する交差点を新たに計画し、その交差点から加古川別府港線の池田開拓交差点までの区間を4車線で都市計画決定します。

## スライド 30

- ・こちらが、尾上インター線のイメージ図となります。

## スライド 32

- ・今後の予定について、ご説明いたします。

### 【都市計画手続】

- ・今回の説明会後も、前回や今回の説明会でいただいたご意見を踏まえ、引き続き、都市計画の検討を進めます。
- ・その後、再度、皆様のご意見を伺うために公聴会を開催する予定です。

### 【環境影響評価手続】

- ・今後、環境影響評価の手続として、準備書の縦覧期間中に準備書の内容に関する説明会を開催する予定です。
- ・これらにつきましては、改めて、広報紙やホームページでご案内させていただきますので、よろしく、お願ひいたします。

## スライド 33

- ・最後に、参考として都市計画決定後の事業の流れを紹介させていただきます。
- ・都市計画決定後は、費用対効果分析を含む総合的な評価を行ったうえで、事業に着手します。
- ・現在は都市計画手続の段階で、事業スケジュールや事業者が決まっていない状況ではあります、道路事業は測量・調査、詳細設計、用地買収、工事という流れで、説明会などを通して、皆様のご理解を得ながら進めていくのが一般的となります。